

栃木県都市復興ガイドラインの策定について

1 主旨

本ガイドラインは、地震等による市街地の被災に対して、迅速かつ円滑に復興事業を進める（※）ために、被災状況の把握から復興事業の実施に至る行政等の役割分担や行動手順、留意点を示すことを目的としています。

※ 大規模災害により、比較的広い範囲で建物被害が連担しているなど、地区内の概ね8割以上の建物が全壊・半壊・全半焼している地区（面的被害地区）において、土地区画整理事業等による都市復興事業を実施する場合は、都市計画決定までに事業の支障となる無秩序な建築行為が行われないよう、建築制限する必要があります。

2 策定の背景

東日本大震災から1年が経過し、被災地では災害復旧から本格的な復興に向けた各種復興事業が実施されています。また、中央防災会議をはじめ各自治体で防災計画等の見直しが行われ、本県県土整備部においても震災対策要領が改訂されました。

県都市計画課としても、市街地において大規模な災害が発生した場合を想定し、まちづくりの視点からどのような行動をとるべきか、その手順や考え方等を取りまとめた行動指針が必要と考え、本ガイドラインとして策定しました。

3 ガイドラインの構成

第1章（ガイドラインの目的・性格）

- 被災後の都市復興を迅速・円滑に進めるため、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点等を整理。
- 被災後の対応（応急・復旧・復興）のうち、「都市の復興」（市街地復興（ハード面））に内容を限定。都市計画担当部局等（県・市町村）が活用。
- 震災後の混乱が予想される災害発生後から概ね6か月を中心に記載（被災時の対応）。

第2章、第3章（都市復興のプロセス、行動指針）

- ①被災後1週間以内：建物被害概況調査（第一次調査）
- ②被災後2週間以内：都市復興基本方針の策定、重点復興地区の設定、
建築基準法第84条の建築制限（第一次建築制限）
- ③被災後1か月以内：建物被害状況調査（第二次調査）、復興対象地区の設定
- ④被災後2か月以内：都市復興基本計画骨子の策定、
（★）被災市街地復興推進地域の決定（第二次建築制限）
- ⑤被災後3～6か月：都市復興基本計画の策定、市街地開発事業等の都市計画決定
- ⑥被災後6か月～：復興事業の推進

★ 東日本大震災では建築制限特例法により最長8ヶ月

第4章（復興後の都市のあるべき姿）

- 災害に強い都市づくり
- 地域特性を活かした快適な都市づくり
 - ・市街地復興計画の検討（復興区画整理、防災集団移転等）
- コミュニティを持続させる都市づくり